

総合調整会議（2015. 12. 3）

- 日時：平成27年12月3日（水） 午前8時45分～午前9時50分
○場所：栗東市役所3階談話室
○出席者：市長、副市長、教育長、部長等

<会議内容>

1. 市長の指示事項

市長からの指示

- ・市議会12月定例会について、個人質問への答弁作成や追質問等の対応には万全の準備を行うこと。また、各議案の説明や各常任委員会の対応について、万全の準備と情報共有を行うこと。
- ・年末年始は飲酒等の機会も増えるため、綱紀粛正の保持について、各部課へ指示と徹底を行うこと。
- ・総合戦略の策定が大詰めを迎えている、各部課においても積極的に検討を行うこと。

2. 審議事項

【案件名】栗東市公共施設等総合管理計画（案）について

→ 総務課長から説明

- ・全国で高度経済成長期に集中的に整備された公共施設等の老朽化が進行し、大規模改修や建替えなど施設の更新時期を迎えている。また、社会構造の変革期に当たり、公共施設等への市民ニーズが大きく変化していくことが予想される。一方で、少子高齢化に対する扶助費の割合が増大しており、今後も生産年齢人口の減少に伴う税収不足が懸念される。
- ・このため、国や地方公共団体は公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっている。
- ・本市では、施設の老朽化や高齢化に伴う市民ニーズの変化等が見込まれる他、財政面は厳しい状況が続いている。公共施設等を市民に安心・安全に利用してもらえるよう、現状や将来の見通し・課題を把握・分析し、「公共施設等総合管理計画」を策定するものである。
- ・今後の予定は、1月8日から1月29日までパブリックコメントを実施する。意見が提出された場合は、2月上旬に意見を整理し、2月中旬に開催される総合調整会議に諮っていきたい。

[副市長]

- ・各施設の今後の基本的な方針について、施設によっては、予防保全型対策への転換が掲げられ

ていないため、本編と概要版の内容を再度確認し、記載内容を整理のうえ、追記するなど対応すること。

[総務課長]

- ・対応する。

区分：決定

3. 報告事項

【案件名】平成27年度【冬季】節電の取り組みについて

→ 総務課長から説明

- ・平成27年度夏における節電について、平成22年度比マイナス11%の目標値に対して、マイナス8.4%の実績値となり、目標に届かない結果となった。
- ・平成27年度冬における関西電力株式会社からの節電要請について、定着した節電分として、平成22年度最大電力比のマイナス3.8%を見込みの101万kwの要請がありました。これにより、対平成22年度比マイナス8%という通年の節電目標を達成するため、市民サービスへの影響がなく、業務に支障のない範囲において、別紙のとおり更なる節電への取り組みをお願いします。

区分：了解

【案件名】栗東市消費生活相談窓口の組織及び運営等に関する条例の制定について

→ 市民部長から説明

- ・国において、平成26年6月に消費生活の安全性向上を目的に消費者安全法が改正され、全国の自治体で消費生活に係る相談や斡旋機関を設置する場合には、条例の制定が必要となることから、「栗東市消費生活相談窓口の組織及び運営等に関する条例」を制定していくものである。

区分：了解

【案件名】栗東市防災拠点施設基本計画・基本設計について

→ 市民部長から説明

- ・栗東市防災拠点施設整備基本構想に基づき、災害時に災害対策、救助と救援活動の中枢となる防災拠点施設を整備する計画である。

- ・施設の内容は、防災知識の市民への啓蒙普及のため、大小の研修室を設置し、災害時の避難者の休憩室、更衣室、物資の備蓄倉庫などの機能を備えるとともに、大規模災害時には災害対策本部機能を有することが可能な施設である。
- ・施設の設置場所について、災害時の災害対策本部機能を考慮すると、市役所庁舎に近接して設置することが望ましく、周辺の敷地に新設することも基本構想の策定段階では検討されたが、利便性を重視し、既設市役所庁舎敷地に建設することで、渡り廊下で接続できる場所に建設することで検討していくこととなり、具体的な設置場所については、庁舎玄関へのアプローチなどを比較検討した結果、敷地北側案を採用することとなった。
- ・建物の構造や概要は、別紙資料のとおりである。

区分：了解

【案件名】特別養護老人ホーム設置事業者の公募について

→ 健康福祉部長から説明

- ・栗東市介護保険事業計画に基づき、高齢者が要介護状態となっても住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう、計画的に介護保険サービスの基盤整備を進めている。平成27年度を始期とする第6期計画では、特別養護老人ホーム等の整備について、一定の基準を定めて進めるとしており、当該施設の整備に際しては、サービスの「質」の確保に留意し、「健全で」、「質の高い」整備法人を選定することを目的に公募を行うものである。
- ・公募の詳細については、別紙資料のとおりである。

[教育部長]

- ・応募される予定の事業者は事前に把握しているのか。

[健康福祉部長]

- ・2事業者が応募される意向であると聞いている。

[政策推進部長]

- ・国において、「1億総活躍」社会の実現に向けた取り組みの一つに、子育て支援への事業主拠出金制度の拡充により、事業所内保育所など企業主導型の保育所の整備・運営等を推進していくことから、施設整備に際して、事業所内保育所の設置を検討してもらいたい。

[健康福祉部長]

- ・今後の進めていくにあたり、検討していく。

区分：了解

【案件名】圏域地域包括支援センターの設置について

→ 健康福祉部長から説明

- ・平成18年度に地域包括支援センターを直営1カ所集中型として設置し、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーを配置し、業務を開始している。
- ・高齢者が在宅で暮らし続けるためには地域包括ケアシステムの構築は急務であり、高齢者の身近な日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを設置し、地域包括支援センターの体制の強化と機能の充実を図るものである。
- ・当センターの詳細については、別紙資料のとおりである。

区分：了解

【案件名】国道8号野洲栗東バイパス道路の進捗状況について

→ 建設部理技監から説明

- ・国道8号野洲栗東バイパス道路のさらなる事業促進を図るため、今年度、「用地国債事務委託」を受託し、事業用地の先行買収を実施している。主に用地買収に関する進捗状況を報告するものである。

区分：了解

【案件名】後継プラン進捗について

→ 建設部理事兼上下水道事業所長から説明

- ・前回からの変更点として、道路整備工事として野尻手原線他2線その2工事、同じくその3とその4工事の3件の入札を実施したため、その進捗状況を報告するものである。

区分：了解

【案件名】栗東市人権・同和教育基本方針及び人権・同和教育推進5ヶ年計画「第四次輝く未来計画」について

→ 人権教育課長から説明

- ・栗東市人権・同和教育基本方針及び人権・同和教育推進5ヶ年計画「第四次輝く未来計画」について、平成27年8月から9月の期間に「人権・同和問題に関する住民意識調査」を実施し、その結果を踏まえ、内部で関係課と調整し、栗東市同和教育推進委員会で協議をいただいている。計画案を取りまとめたため、別紙資料のとおり報告を行う。

[政策推進部長]

- ・住民意識調査の結果について、「輝く未来計画」を「知らない」と回答した人が7割以上を占めているが、これまでどのように啓発してきたのか。

[人権教育課長]

- ・これまで、地区別懇談会での冊子の配布や市ホームページでの周知を行っているが、今年度は、概要版を作成して全戸配布して、さらに周知する予定である。

[副市長]

- ・今後のスケジュールはどうなっているのか。

[人権教育課長]

- ・市議会12月定例会で報告の後、パブリックコメントを実施する。その結果を同和教育推進委員会へ報告の後、成案化をしていく。

区分：了解

4. 閉会

副市長からの挨拶

- ・市議会12月定例会について、適切に対応すること。
- ・年末に向けて慌しくなるため、再度、綱紀粛正の保持について、各部課へ指示と徹底を行うこと。

以上